

公益社団法人日本語教育学会国際連携委員会設置運営規程

制 定 2014(平成26)年3月1日
2013(平成25)年度第5回理事会
一部改正 2015(平成27)年5月17日
2015(平成27)年度第1回理事会
2015(平成27)年6月21日
2015(平成27)年度第3回理事会
2016(平成28)年12月11日
2016(平成28)年度第2回理事会
2017(平成29)年3月19日
2016(平成28)年度第3回理事会
2019(平成31)年3月17日
2018(平成30)年度第3回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）定款第42条の規定に基づき、国際連携委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学会は、委員会設置運営規程に基づき、常置委員会として国際連携委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第3条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 日本語教育グローバル・ネットワーク（注参照。以下「GN」という。）の事務局として、その維持、運営の担当。
- (2) GN加盟の諸外国・地域の日本語教育学会・研究会・教師会など（以下「GN加盟学会」という。）との情報交流及びその他の連携活動。
- (3) 日本語教育国際研究大会の開催に関し、海外で開催される大会について、その企画への助言等必要な協力と、我が国の参加についての計画。また、今後我が国で開催される大会についての基本的な構想の協議、立案。
- (4) 日本語教育分野における諸外国・地域との連携、協力に関し、学会の寄与し得るその他の施策の検討。

(構成)

第4条 委員会は、会長を含む11名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、理事会が学会の会員の中から選出し、会長が委嘱する。

- 3 委員の改選に際し、理事会に推薦する委員候補者名簿は、委員会において作成する。

(委員の任期)

- 第 5 条 委員の任期は 1 期 2 年、原則として連続して 2 期までとする。
- 2 補欠又は補充の委員の任期は、前任者又は同期の委員の残任期間とする。
 - 3 委員の任期は、7 月 1 日から翌々年の 6 月 30 日までとする。

(委員長等)

- 第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、会長がこれに当たる。副委員長は、委員長の指名により選出する。
 - 3 委員長は、委員会の会務を総理する。あらかじめ指名する副委員長は、重要案件・対外的折衝以外の日常の会務を代行する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

- 第 7 条 委員会の招集は、委員長が行う。
- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(部会の設置等)

- 第 8 条 委員会における部会の設置、所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、委員会において決める。

(協議及び報告)

- 第 9 条 委員長は、所掌業務において常任理事会又は理事会に関わる事項が生じたときは、議案を速やかに提出して協議し、議決を得なければならない。
- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜理事会又は常任理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

- 第 10 条 委員には、原則として業務に関わる交通費を支払う。なお、必要に応じて、別途旅費規程に定める旅費の一部を支払う場合もある。ただし、学会が主催又は共催する事業の開催時に関わる交通費については、この限りでない。
- 2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

- 第 11 条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。
- 2 部会に関する庶務は、当該部会において行う。部会は、部会の議事等を適宜学会事務局に報告する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2014(平成 26)年 3 月 1 日から施行し、2013(平成 25)年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この規程を適用する最初の委員の任期は、2013(平成 25)年 7 月 1 日から 2015(平成 27)年 6 月 30 日までとする。

附 則 (2015 年 5 月 17 日第 3 条改定)

この規程の改定は、2015 年 5 月 17 日から施行する。

附 則 (2015 年 6 月 21 日第 6 条改定)

この規程の改定は、2015 年 6 月 21 日から施行する。

附 則 (2016 年 12 月 11 日第 4 条改定)

この規程の改定は、2016 年 12 月 11 日から施行する。

附 則 (2017 年 3 月 19 日第 10 条改定)

この規程の改定は、2017 年 3 月 19 日から施行し、2017 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (2019 年 3 月 17 日第 5 条改定)

この規程の改定は、2019 年 3 月 17 日から施行する。

《注》日本語教育グローバル・ネットワークについて

日本語教育に関する日本および諸外国・地域の学会、教師協会等、GN加盟団体間の協力・交流活動を推進することを目的として結成された国際連携組織。2002 年 11 月に天津で開催された東アジア日本語教育国際シンポジウムの機に「日本語教育教師会・学会グローバル・ネットワーク覚書」が取り交わされた。その後、2004 年日本語教育国際研究大会（東京、2004 年 8 月）に際し「日本語教育学会・教師協会の国際連携に推進に関する覚書」に整理された。さらに 2014 年日本語教育国際研究大会（シドニー、2014 年 7 月）に際し開催された GN 代表者会議で「日本語教育グローバル・ネットワーク規約」が整備された。2019 年 3 月現在、12 カ国・地域の 12 学会が加盟している。